



## 厳しい冬期間に備えて 牛の呼吸器疾患を予防しましょう！



予防の基本は  
**飼養衛生管理の徹底とワクチン接種**です



### <ワクチン接種>

飛騨家畜保健衛生所管内では、秋に呼吸器疾患予防のため、一斉に6種混合ワクチン接種が実施されています。このワクチンは、以下の6種類のウイルス感染を予防します。これらのウイルスは、病牛との接触、くしゃみ、鼻水および下痢便等の排泄物を介して直接あるいは間接的に拡がります。

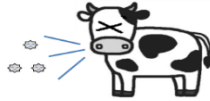
#### 1 牛伝染性鼻気管炎 (IBR)

家畜伝染病予防法で届出伝染病に規定されている急性熱性呼吸器伝染病で、一般的な呼吸器症状の他、膣炎、流産、髄膜脳炎、下痢などの多様な症状を起こします。



#### 2 牛ウイルス性下痢・粘膜病 (BVD-MD) : 2種類

家畜伝染病予防法で届出伝染病に規定されており、発熱・下痢あるいは消化器粘膜のびらんを起こします。また、妊娠牛に感染すると経胎盤感染が高頻度に関わり、感染時の胎齢により胎子死、流産、死産、奇形また免疫寛容に基づく持続感染牛での粘膜病発生がみられます。本ウイルスには血清型が2種類あります。



#### 3 牛RSウイルス病 (RS)

牛の急性熱性伝染病で呼吸器症状を起こします。重症牛では、首、胸や背中 of 皮下に空気がたまり、ぷちぷち音(捻髪音)のする「皮下気腫」がみられます。昨年度飛騨地域での発生が確認されています。

#### 4 牛パラインフルエンザ (PI3)



一過性の発熱を起こす病気で輸送後や集団放牧の際に多発します。他の呼吸器ウイルスや細菌との混合感染によって症状が悪化します。

#### 5 牛アデノウイルス病 (AD7)



牛に呼吸器症状や軽度～重度の下痢などを単独あるいは合併して起こします。経過が長いと発育遅延や死亡することもまれにあります。

### <飼養衛生管理>

家畜伝染病予防法施行規則第21条において飼養衛生管理基準(家畜を飼養する際、最低限実施すべきこと)が規定されています。

- ・畜舎や器具の清掃、消毒
- ・飼料や水への排泄物等の混入防止
- ・人や車両の出入制限・消毒
- ・出荷の際の家畜の健康診断
- ・過密状態での家畜の飼養回避
- ・畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- ・導入家畜の隔離
- ・野生動物や害虫の侵入防止
- ・異常家畜の早期発見・早期受診
- ・伝染病に関する知識の習得

**疾病予防にワクチン接種は有効ですが、飼養衛生管理を徹底しないと効果が上がりません。できることから実行し、継続することが大切です。**



飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

